

議案第218号

市営大橋駐車場に係る指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成28年12月14日

福岡市長 高 島 宗一郎

理由

本件は、本市が設置する市営大橋駐車場の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

市営大橋駐車場に係る指定管理者の指定について

公の施設の管理を行わせる指定管理者を次のように指定する。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

市営大橋駐車場

2 指定管理者に指定する者

横浜市港北区菊名七丁目3番22号

アマノマネジメントサービス株式会社

3 指定する期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで